

国スポーツ基本計画

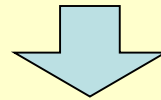
(平成24年3月策定 文部科学省)

スポーツ振興基本計画(平成12年9月策定)の課題

- ・子どもの体力の上昇
- ・生涯スポーツ機会の向上
- ・国際競技力の向上

スポーツ基本法の制定(平成23年8月)

- ・「スポーツ権」の確立
- ・スポーツの多面的な役割の明確化 等



＜スポーツを通じて目指す社会の姿＞

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

スポーツの意義や価値が広く共有＝「新たなスポーツ文化」の確立

～今後の10年間の基本方針と現状の課題を踏まえた5年間の計画～

＜政策課題＞

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備

国スポーツ基本計画

(平成24年3月策定 文部科学省)

<政策目標>

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の誘致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ **スポーツ界の好循環の創出**

政策目標の ①～③ と⑦については、市のスポーツ振興に直結している！！

国スポーツ基本計画

(平成24年3月策定 文部科学省)

<政策目標>

① 子どものスポーツ機会の充実

★学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる
環境の整備

★子どもの体力＝昭和60年頃の水準に

(1) 幼児期から体力向上方策の推進

(2) 学校体育に関する活動の充実

(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

総合型地域クラブやスポーツ少年団等＝子どものスポーツ機会を提供
する取組等の推進

運動好きにするきっかけ＝野外活動やスポーツレクリエーション活動等
の推進

国スポーツ基本計画

(平成24年3月策定 文部科学省)

<政策目標>

② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

★誰もが体力や年齢、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現

成人の週1回以上のスポーツ実施率=3人に2人(65%程度)

成人の週3回以上のスポーツ実施率=3人に1人(30%程度)

成人のスポーツ未実施者(1年間に1度も実施しない)=ゼロに近づける

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

(2) スポーツにおける安全の確保

国スポーツ基本計画

(平成24年3月策定 文部科学省)

<政策目標>

③ 住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備

★総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実

(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブの育成促進

総合型クラブへ移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大

総合型クラブの創設・自立・活動を一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー」の育成

(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

(3) 地域スポーツ施設の充実

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

国スポーツ基本計画

(平成24年3月策定 文部科学省)

<政策目標>

⑦ スポーツ界における好循環の創設に向けたトップアスリートと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

★トップアスリートと地域における スポーツとの連携・協働の推進

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

地域において次世代アスリートを発掘・育成する体制を整備

拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへ巡回指導等を実施

小学校体育活動コーディネーター派遣体制の整備支援

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究

や人材交流、施設開放等の推進